

京都市・京都府屋外出展庭園設計業務委託(2027年国際園芸博覧会)
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
京都市建設局みどり政策推進室

○目次

1. 公募の概要	2
2. 公募スケジュール	2
3. 連絡先・書類提出先	2
4. 参加資格要件	3
5. 質問受付	3
6. 参加申込・企画提案	4
7. 審査	5
8. 契約の締結	5
9. 失格・無効となる場合	5
10. 留意事項	6

○別紙一覧

- (別紙1) 仕様書
- (別紙2) 審査基準

○様式一覧

- (第1号様式) 参加申込書
- (第2号様式) 会社概要調書
- (第3号様式) 業務実施体制調書
- (第4号様式) 技術者経歴書
- (第5号様式) 参加資格要件に係る申立書
- (第6号様式) 企画提案書

1. 公募の概要

(1) 目的

本件は、神奈川県横浜市において、令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会について、京都市及び京都府が共同出展する屋外出展の基本設計を委託するものである。屋外出展の設計にあたっては、造園や日本庭園に関する専門知識を有し、多角的な視点から提案を行える事業者による支援が必要であるため、公募型プロポーザル方式による選定を実施する。

(2) 業務名

京都市・京都府屋外出展庭園設計業務委託(2027年国際園芸博覧会)

(3) 業務内容

(別紙1)仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日(水)まで

(5) 事業費(提案限度額)

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 公募スケジュール

内容	日程
実施要領の公表(公募開始)	令和7年7月3日(木)
質問受付 期限	令和7年7月7日(月)
質問への回答の公開	令和7年7月10日(木)まで
参加申込・企画提案 期限	令和7年7月17日(木)
審査結果の通知	令和7年7月24日(木)
契約締結	令和7年7月25日(金)以降

3. 連絡先・書類提出先

本公募に関する連絡先は下記のとおりである。以降の項目で指定する各書類についても、下記の宛先まで提出すること。

担当 京都市建設局みどり政策推進室 企画担当
所在地 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎3階（専用郵便番号につき、郵送時は所在地の記入不要）
電話 075-222-4114
メール ryokusei@city.kyoto.lg.jp
*電話連絡の受付時間は、平日の9時00分から17時00分とする。

4. 参加資格要件

本公募に参加申込を行う事業者(以下「参加者」という。)は、次の要件を全て満たさなければならない。なお、本公募において所在地の地域要件は設定しない。

(1) 業務実績・技術者資格

- 過去15年以内に、日本庭園の設計業務*の契約(発注者不問)を、元請として履行した実績を有すること。
*基本設計または実施設計のいずれかに限る。
- 〔別紙1〕仕様書に規定する資格を有する技術者を配置できること。

(2) 入札参加資格

- 本市の競争入札参加有資格者名簿において、種目「土木設計」での登録があること。
- 本市又は他の地方公共団体において、競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) その他

- 法人又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

5. 質問受付

参加申込にあたり疑義があるときは、以下のとおり質問の受付及び回答を行う。

(1) 質問方法

- 質問方法は電子メール(任意様式)とする。訪問、電話等による質問は受け付けない。
- 電子メールの送信後、電話により受信確認を行うこと。
- メールの件名は「【質問】2027年国際園芸博覧会公募型プロポーザル」とし、メール本文には会社名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

(2) 受付期限

令和7年7月7日(月) 17時00分まで

(3) 回答方法

- 回答は、令和7年7月10日(木)頃までに京都市情報館上で公開する。
- 公開した回答は、本募集要領に対する追記、修正又は変更事項として取扱う。
【公開ページ】<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343091.html>

6. 参加申込・企画提案

参加申込及び企画提案の手続きは、以下のとおり行う。

(1) 参加申込方法

- 参加申込は、電子メールによる提出書類の送付をもって行う。訪問、郵送等による提出は受け付けない。
- 以下の提出書類を一つのPDFファイルにまとめ、電子メールに添付すること。
- 電子メールの送信後、電話により受信確認を行うこと。
- メールの件名は「【参加申込】2027年国際園芸博覧会公募型プロポーザル」とし、本文には会社名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

表1. 参加申込時の提出書類

	様式	名称	備考
1	第1号様式	参加申込書	-
2	(任意)	見積書(内訳書付)	第1号様式の添付書類
3	第2号様式	会社概要調書	-
4	(任意)	業務内容の証明書類	第2号様式の添付書類
5	第3号様式	業務実施体制調書	-
6	第4号様式	技術者経歴書	各技術者につき1部
7	(任意)	業務従事経験の証明書類	第4号様式の添付書類
8	第5号様式	参加資格要件に係る申立書	-

(2) 企画提案方法

- 企画提案は、郵送による提出書類の送付をもって行う。訪問、電子メール等による提出は受け付けない。
- 以下の提出書類をA4サイズで片面印刷して綴じ、計6部提出すること。

表2. 企画提案時の提出書類

	様式	名称
1	第6号様式	企画提案書

(3) 受付期限

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 参加申込(メール) | 令和7年7月17日(木) 17時00分 |
| ② 企画提案(郵送) | 令和7年7月17日(木) 必着 |

7. 審査

(1) 審査方法

- ・審査は、参加者より提出された各様式及び企画提案書に基づいて実施する。
- ・審査項目の詳細は、(別紙2)審査基準に示すとおり。
- ・本プロポーザルは、参加する者が一社のみであっても、成立するものとする。
- ・評価項目の合計点が60点を下回る場合は、参加する者が1社のみであっても、契約候補者として選定しない。

(2) 審査委員(6名)

- ・京都市建設局みどり政策推進室 室長
- ・京都市建設局みどり政策推進室 みどり企画課長
- ・京都市建設局みどり政策推進室 緑化推進課長
- ・京都府建設交通部都市計画課長
- ・京都府建設交通部都市計画課参事(技術)
- ・京都府建設交通部都市計画課参事(事務)

(3) 審査結果の通知

- ・審査結果は、7月24日(木)に参加者全員に対して電子メールにより通知する。
- ・契約締結後に、各参加者の名称及び審査結果を京都市情報館で公表する。

8. 契約の締結

- ・審査の結果選定された受託候補者とは、評価した技術提案書に基づき協議を行ったうえで、仕様書を再度作成し、業務委託契約を締結する。
- ・受託候補者との協議が整わない場合、評価点が第2位となる次点候補者と契約に関する協議を行う。
- ・提案内容を適切に反映した業務委託仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について提案を求めることがある。
- ・必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがある。

9. 失格・無効となる場合

- ・参加資格要件を満たさないか、参加申込以降に満たさなくなったとき。
- ・提出書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しないとき。
- ・指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないとき。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ・虚偽の内容が記載されているとき。
- ・仕様書の要件を満たしていないとき。
- ・見積金額が、本実施要領に示す提案限度額を超えるとき。

10.留意事項

(1) 提出書類関係

- ・公募に際して参加者が本市に提出する書類(以下「提出書類」という。)に係る著作権は、参加者に帰属する。第三者の著作物を使用する場合に必要な手続きは参加者が全て行い、その使用に関する責は参加者に帰する。
- ・提出書類の作成及び提出に要する費用、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- ・提出書類は、候補者の選定を行うにあたり必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- ・提出書類は、全て返却しない。

(2) 契約関係

- ・契約金額は、受託者が提示した見積額を基本とする。ただし、契約内容に関する協議において、本市が受託候補者からの企画提案内容以上の業務を求めた場合は、その限りではない。
- ・企画提案内容は実現を確約したものとみなし、その実現に見積額以上の費用が必要となつた場合は、全て受託者の負担とする。
- ・受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。